

令和 7 年 6 月に判明した事務処理誤りの概要と対応

委託業者の誤り（2 件）

- 健診結果に応じた健康情報冊子を加入者の皆様へ送付し、医療機関への受診勧奨や特定保健指導の利用勧奨を行っておりますが、当該冊子に掲載した健診結果等が誤っていることが、送付対象者のご本人からの連絡で判明いたしました。

委託先におけるデータ処理が誤っていたことが原因です。

今後、委託業者への指導管理を一層徹底するとともに、データ処理の誤りが起こらない仕組みをつくることで再発防止を図ります。